

温泉分析書

受注番号

8112769-01(15)

I.申請者住所 大分県別府市上野口町1番15号
氏名 別府市長 浜田 博

II.源泉名 別府市温泉供給事業石垣線
湧出地 別府市有尾/上泉源外

III.湧出地における調査及び試験成績

1.調査及び試験者 鬼塚脇多美、姫野恵
2.調査及び試験年月日 平成21年3月6日
3.泉温 78.0°C (気温11.0°C)
4.湧出量 測定せず
5.知覚試験 微弱白色・微弱混濁・少沈析物有・無味・微弱自然臭
6.pH値 6.4
7.ラドン(Rn) 測定せず

IV.試験室における試験成績

1.試験者 敷嶋和己、大戸忍
2.試験終了年月日 平成21年3月18日
3.知覚試験 無色・少沈析物有・無味・微弱自然臭
(4時間後)
4.密度 0.9985 g/cm³ (20°C)
5.pH値 6.66 (22°C)
6.蒸発残留物 0.424 g/kg (107°C)

V.試料1kg中の成分 分量及び組成

1.陽イオン表

成分		ミリグラム(mg)	ミリバル(mval)	ミリバル%
リチウムイオン	Li ⁺	0.4	0.06	1.05
ナトリウムイオン	Na ⁺	89.2	3.88	67.73
カリウムイオン	K ⁺	8.3	0.21	3.66
マグネシウムイオン	Mg ²⁺	8.2	0.67	11.69
カルシウムイオン	Ca ²⁺	17.5	0.87	15.18
鉄(II)イオン	Fe ²⁺	0.2	0.01	0.17
アルミニウムイオン	Al ³⁺	0.3	0.03	0.52
計		124.1	5.73	100.00

2.陰イオン表

成分		ミリグラム(mg)	ミリバル(mval)	ミリバル%
塩化物イオン	Cl ⁻	60.7	1.71	30.54
硫酸イオン	SO ₄ ²⁻	105.2	2.19	39.10
炭酸水素イオン	HCO ₃ ⁻	103.7	1.70	30.36
計		269.6	5.60	100.00

VI.泉質 単純温泉

旧称 単純温泉

(低張性 中性 高温泉)

VII.適応症及び禁忌症 別表による

3.遊離成分表

非解離成分	ミリグラム(mg)
メカイ酸 H ₂ SiO ₃	119.3
メホウ酸 HBO ₂	2.2
計	121.5

溶存物質合計
(ガス成分を除く) 0.515 g

溶存ガス成分	ミリグラム(mg)
遊離二酸化炭素 CO ₂	329.3

成分総計	0.845 g
計	329.3

4.その他微量成分

成 分	ミリグラム(mg)

登録番号 大分県第4号

平成21年3月27日

SCAS Sumika Chemical Analysis Service
株式会社 住化分析センター 大分事業所
〒870-0106 大分県大分市大字鶴崎2400番地
TEL : 097-523-1187 FAX : 097-523-1185

所長 阪上 重幸



温 泉 分 析 書 別 表

受注番号

8112769-01(15)

I. 源 泉 名 別府市温泉供給事業石垣線

III. 温泉分析申請者 別府市長 浜田 博

II. 泉 質 単純温泉

IV. 掲 示 用 泉 質 単純温泉

V. 適応症及び禁忌症

温泉の医治効用は、その温度その他の物理的因子、化学的成分、温泉地の地勢、気候、利用者の生活状態の変化、その他諸般の総合作用に対する生体反応によるもので、温泉の成分のみによって温泉の効用を確定することは困難であるが、鉱泉分析指針による療養泉分類の泉質に基づく適応症等は、次のとおりである。

浴用の適応症	神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進
浴用の禁忌症	急性疾患(特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中(とくに初期と末期)
飲用の適応症	
飲用の禁忌症	
浴用上の注意事項	入浴中は安静にし、入浴後は休息をとる。 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こす事があるので十分注意すること。 入浴時間は、はじめ3~10分が良い。 最初の数日間は、入浴回数を1日1回とし、その後1日2~3回までとする。 入浴をはじめて3~7日後に「湯あたり」が現れることがある。その時は1~2日休浴して再び入浴をつづける。 温泉治療に必要な期間は2~3週間である。 原則として、次の疾患の者は高温浴(42°C以上)を禁忌とする。(高度の動脈硬化症・高血圧症・心臓病) 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない。(湯ただれを起こしやすい人は入浴後、真水で身体を洗うか、拭きとる) 食事の直前、直後の入浴は避けることが望ましい。 飲酒しての入浴は特に注意すること。
飲用上の注意事項	温泉飲用を行う場合には、飲用分析を受け、飲用許可を受けなければ飲用できません。 必ず飲用許可を受けてから飲用してください。

注)この別表は、温泉法第13条による掲示に必要な参考資料となるものである。